

盛岡市
介護予防・日常生活支援総合事業
単位数サービスコード表

令和6年4月1日から適用

- 1 訪問型サービス(独自)サービスコード表
- 2 訪問型サービス(共生型:障害者居宅介護)サービスコード表
- 3 訪問型サービス(共生型:重度訪問)サービスコード表
- 4 訪問型サービス(共生型:介護福祉士等)サービスコード表
- 5 通所型サービス(独自)サービスコード表
- 6 通所型サービス(共生型:児童発達・放課後等デイサービス)サービスコード表
- 7 通所型サービス(共生型:生活介護)サービスコード表
- 8 通所型サービス(共生型:自立訓練)サービスコード表
- 9 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

(介護予防訪問介護従前相当サービス:平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所)

サービスコード		サービス内容略称		算定項目			合成	算定	
種類	項目						単位数	単位	
A2	1111	訪問型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,176	1月につき		
	2111	訪問型サービス11日割		1,176 単位	日割の場合	39	1日につき		
	1211	訪問型サービス12		(2)1週に2回程度の場合		2,349	1月につき		
	2211	訪問型サービス12日割		2,349 単位	日割の場合	77	1日につき		
	1321	訪問型サービス13		(1)1週に2回を超える程度の場合 ※要支援2		3,727	1月につき		
	2321	訪問型サービス13日割		3,727 単位	日割の場合	123	1日につき		
	2411	訪問型サービス21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			287	1回につき	
	2511	訪問型サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179			
	2621	訪問型サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220			
	1411	訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合			163		
	C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	△12	1月につき	
	C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割				1 単位減算	△1	1日につき	
	C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12			(1)1週に2回程度の場合	23 単位減算	△23	1月につき	
	C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割				1 単位減算	△1	1日につき	
	C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13			(1)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	△37	1月につき	
	C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割				1 単位減算	△1	1日につき	
	C216	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	△3	1回につき	
	C217	訪問型高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算		△2
	C218	訪問型高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算		△2
	C219	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合				2 単位減算
	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算	1月につき	
	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算		
	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算		
	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1月につき	
	8001	訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算		1日につき	
	8002	訪問型サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算		1回につき	
	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき	
	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算		1日につき	
	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算		1回につき	
	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき	
	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき	
	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき	
	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき	
	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算		100
	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算		200
	6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	1回につき	
6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき		
6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算			
6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算			
6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算			
6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算			
6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000 加算				

2 訪問型サービス(共生型:障害者居宅介護)サービスコード表

(共生型:指定居宅介護事業者の従業者(障害者居宅介護従業者基礎研修修了者)から共生型介護予防訪問介護相当サービスを受けた場合)

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		合成	算定		
種類	項目			単位数	単位				
A2	1121	訪問型サービス11／2	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		823	1月につき		
	2121	訪問型サービス11日割／2		823 単位	日割の場合	27 単位	27	1日につき	
	1221	訪問型サービス12／2		(2)1週に2回程度の場合			1,644	1月につき	
	2221	訪問型サービス12日割／2			1,644 単位	日割の場合	54 単位	54	1日につき
	1331	訪問型サービス13／2		(1)1週に2回を超える程度の場合 ※要支援2			2,609	1月につき	
	2331	訪問型サービス13日割／2		2,609 単位	日割の場合	86 単位	86	1日につき	
	2421	訪問型サービス21／2	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			201	1回につき	
	2521	訪問型サービス22／2		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		125		
	2631	訪問型サービス23／2			(二)所要時間45分以上の場合		154		
	1421	訪問型短時間サービス／2		(3)短時間の身体介護が中心である場合			114		
	C221	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	8 単位減算	△8	1月につき	
	C230	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割			1 単位減算	△1	1日につき		
	C222	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12			(1)1週に2回程度の場合	16 単位減算	△16	1月につき	
	C223	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割				1 単位減算	△1	1日につき	
	C224	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13			(1)1週に2回を超える程度の場合	8 単位減算	△8	1月につき	
	C225	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割				1 単位減算	△1	1日につき	
	C226	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	2 単位減算	△2	1回につき	
	C227	訪問型高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	1 単位減算		△1
	C228	訪問型高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算		△2
	C229	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	1 単位減算	△1		
	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき	
	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算			
	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算			
	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1月につき	
	8001	訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算		1日につき	
	8002	訪問型サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算		1回につき	
	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき	
	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算		1日につき	
	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算		1回につき	
	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき	
8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき			
8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき			
4011	訪問型サービス初回加算／2	ハ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき		
4013	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100				
4012	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200				
6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	1回につき		
6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき			
6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算					
6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算					
6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算					
6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算					
6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000 加算				

3 訪問型サービス(共生型: 重度訪問)サービスコード表

(共生型: 指定居宅介護事業者の従業者(重度訪問介護従業者養成研修修了者)から共生型介護予防訪問介護相当サービスを受けた場合)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成	算定			
種類	項目					単位数	単位			
A2	1131	訪問型サービス11／3	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,094	1月につき			
	2131	訪問型サービス11日割／3		1,094 単位	日割の場合	36 単位	36	1日につき		
	1231	訪問型サービス12／3		(2)1週に2回程度の場合			2,185	1月につき		
	2231	訪問型サービス12日割／3			2,185 単位	日割の場合	72 単位	72	1日につき	
	1341	訪問型サービス13／3		(1)1週に2回を超える程度の場合 ※要支援2			3,466	1月につき		
	2341	訪問型サービス13日割／3			3,466 単位	日割の場合	114 単位	114	1日につき	
	2431	訪問型サービス21／3	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			267	1回につき		
	2531	訪問型サービス22／3		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		166			
	2641	訪問型サービス23／3			(二)所要時間45分以上の場合		205			
	1431	訪問型短時間サービス／3		(3)短時間の身体介護が中心である場合			152			
	C231	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	11 単位減算		△11	1月につき	
	C240	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割				1 単位減算		△1	1日につき	
	C232	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12			(1)1週に2回程度の場合	22 単位減算		△22	1月につき	
	C233	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割				1 単位減算		△1	1日につき	
	C234	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13			(1)1週に2回を超える程度の場合	35 単位減算		△35	1月につき	
	C235	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割				1 単位減算		△1	1日につき	
	C236	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			3 単位減算	△3	1回につき
	C237	訪問型高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2 単位減算	△2	
	C238	訪問型高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合		2 単位減算	△2	
	C239	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合			2 単位減算	△2	
	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算		1月につき	
	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算			
	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算			
	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15% 加算		1月につき	
	8001	訪問型サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15% 加算		1日につき	
	8002	訪問型サービス特別地域加算回数					所定単位数の 15% 加算		1回につき	
	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算		1月につき	
	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10% 加算		1日につき	
	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数					所定単位数の 10% 加算		1回につき	
	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき	
	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算		1日につき	
	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5% 加算		1回につき	
	4021	訪問型サービス初回加算／3	ハ 初回加算				200 単位加算	200	1月につき	
	4023	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／3	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位加算	100			
	4022	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／3		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200			
	6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50 単位加算	50	1回につき	
6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 137/1000 加算		1月につき			
6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 100/1000 加算					
6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 55/1000 加算					
6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 63/1000 加算					
6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 42/1000 加算					
6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000 加算					

4 訪問型サービス(共生型:介護福祉士等)サービスコード表

(共生型:指定居宅介護事業所で介護福祉士等による共生型介護予防訪問介護相当サービスを受けた場合)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定		
種類	項目						単位数	単位		
A2	1141	訪問型サービス11／4	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合				1,176	1月につき	
	2141	訪問型サービス11日割／4		1,176 単位	日割の場合	39 単位	39	1日につき		
	1241	訪問型サービス12／4		(2)1週に2回程度の場合				2,349	1月につき	
	2241	訪問型サービス12日割／4		2,349 単位	日割の場合	77 単位	77	1日につき		
	1351	訪問型サービス13／4		(1)1週に2回を超える程度の場合 ※要支援2				3,727	1月につき	
	2351	訪問型サービス13日割／4		3,727 単位	日割の場合	123 単位	123	1日につき		
	2441	訪問型サービス21／4	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合				287	1回につき	
	2541	訪問型サービス22／4		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179			
	2651	訪問型サービス23／4		(二)所要時間45分以上の場合		220				
	1441	訪問型短時間サービス／4		(3)短時間の身体介護が中心である場合			163			
	C241	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算		△12	1月につき	
	C250	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割			1 単位減算		△1	1日につき		
	C242	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12			(1)1週に2回程度の場合	23 単位減算		△23	1月につき	
	C243	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割			1 単位減算		△1	1日につき		
	C244	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13			(1)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算		△37	1月につき	
	C245	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割				1 単位減算		△1	1日につき	
	C246	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	△3	1回につき	
	C247	訪問型高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2 単位減算		△2
	C248	訪問型高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合		2 単位減算		△2
	C249	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	△2		
	6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10% 減算					1月につき	
	6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算						
	6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12% 減算						
	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算			1月につき	
	8001	訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算			1日につき	
	8002	訪問型サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算			1回につき	
	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算			1月につき	
	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算			1日につき	
	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算			1回につき	
	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算			1月につき	
	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算			1日につき	
	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算			1回につき	
4031	訪問型サービス初回加算／4	ハ 初回加算			200 単位加算		200	1月につき		
4033	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／4	ニ 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100			
4032	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／4				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200			
6102	訪問型口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算		50	1回につき		
6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき		
6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算				
6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算				
6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算				
6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算				
6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000 加算					

5 通所型サービス(独自)サービスコード表

(介護予防通所介護従前相当サービス:平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業所)

サービスコード		サービス内容省略	算定項目				合成	算定	
種類	項目						単位数	単位	
A6	1111	通所型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回超		1,798	1月につき	
	1112	通所型サービス11日割		1,798 単位	日割の場合		59	1日につき	
	1121	通所型サービス12		要支援2	※1月の中で全部で8回超		3,621	1月につき	
	1122	通所型サービス12日割		3,621 単位	日割の場合		119	1日につき	
	1113	通所型サービス21回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		436	1回につき	
	1123	通所型サービス22回数		要支援2	※1月の中で全部で8回まで		447		
	C211	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算		△18	1月につき
	C212	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算11日割				日割の場合		1 単位減算	△1
	C213	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算12			要支援2	36 単位減算		△36	1月につき
	C214	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算12日割				日割の場合		1 単位減算	△1
	C215	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4 単位減算	△4	1回につき
	C216	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算22			要支援2		4 単位減算	△4	
	D211	通所型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算		△18	1月につき
	D212	通所型業務継続計画未策定減算11日割				日割の場合		1 単位減算	△1
	D213	通所型業務継続計画未策定減算12			要支援2	36 単位減算		△36	1月につき
	D214	通所型業務継続計画未策定減算12日割				日割の場合		1 単位減算	△1
	D215	通所型業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4 単位減算	△4	1回につき
	D216	通所型業務継続計画未策定減算22			要支援2		4 単位減算	△4	
	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算					1月につき
	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算					1日につき
	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算					1回につき
	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算		△376	1月につき
	6106	通所型サービス同一建物減算2			要支援2	752 単位減算		△752	
	6207	通所型サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94 単位減算		△94	1回につき	
	5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47 単位減算	△47	片道につき
	5010	通所型生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100 単位加算	100	1月につき
	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240 単位加算	240	
	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50 単位加算	50	
	5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200 単位加算	200	
	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)				150 単位加算	150
	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)				160 単位加算	160
	6310	通所型一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算				480 単位加算	480	
	6011	通所型サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算		88	1回につき
	6012	通所型サービス提供体制加算Ⅰ2			要支援2	176 単位加算		176	
	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算		72	
	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2			要支援2	144 単位加算		144	
	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算		24	
	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅲ2			要支援2	48 単位加算		48	
	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)			100 単位加算	100	
	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 単位加算	200	
	6200	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)			20 単位加算	20	
	6201	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)			5 単位加算	5	
	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算				40 単位加算	40	1月につき
	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 59/1000 加算			
	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 43/1000 加算			
	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 23/1000 加算			
	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 12/1000 加算			
	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 10/1000 加算			
	6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の 11/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容省略	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
	8002	通所型サービス11日割・定超			59 単位		41	1日につき
	8011	通所型サービス12・定超		要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
	8012	通所型サービス12日割・定超			119 単位		83	1日につき
	8003	通所型サービス21回数・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		305	1回につき
	8013	通所型サービス22回数・定超		要支援2	※1月の中で全部で8回まで		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容省略	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
	9002	通所型サービス11日割・人欠			59 単位		41	1日につき
	9011	通所型サービス12・人欠		要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
	9012	通所型サービス12日割・人欠			119 単位		83	1日につき
	9003	通所型サービス21回数・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		305	1回につき
	9013	通所型サービス22回数・人欠		要支援2	※1月の中で全部で8回まで		313	

6 通所型サービス(共生型:児童発達・放課後等□ デイサービス)サービスコード表

(指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者から共生型介護予防通所介護相当サービスを受けた場合)

サービスコード		サービス内容省略	算定項目				合成	算定	
種類	項目						単位数	単位	
A6	1211	通所型サービス／21	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回超		1,618	1月につき	
	1212	通所型サービス／21日割		1,618 単位	日割の場合		53	1日につき	
	1221	通所型サービス／22		要支援2	※1月の中で全部で8回超		3,259	1月につき	
	1222	通所型サービス／22日割		3,259 単位	日割の場合		107	1日につき	
	1213	通所型サービス／21回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		392	1回につき	
	1223	通所型サービス／22回数		要支援2	※1月の中で全部で8回まで		402	402	
	C221	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算11／2	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	16 単位減算		△16	1月につき
	C222	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算11日割／2				日割の場合		1 単位減算	△1
	C223	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算12／2			要支援2	33 単位減算		△33	1月につき
	C224	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算12日割／2				日割の場合		1 単位減算	△1
	C225	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算21／2		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4 単位減算	△4	1回につき
	C226	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算22／2			要支援2		4 単位減算	△4	
	D221	通所型業務継続計画未策定減算11／2	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	16 単位減算		△16	1月につき
	D222	通所型業務継続計画未策定減算11日割／2				日割の場合		1 単位減算	△1
	D223	通所型業務継続計画未策定減算12／2			要支援2	33 単位減算		△33	1月につき
	D224	通所型業務継続計画未策定減算12日割／2				日割の場合		1 単位減算	△1
	D225	通所型業務継続計画未策定減算21／2		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4 単位減算	△4	1回につき
	D226	通所型業務継続計画未策定減算22／2			要支援2		4 単位減算	△4	
	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算					1月につき
	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算					1日につき
	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算					1回につき
	6125	通所型サービス同一建物減算／21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算		△376	1月につき
	6126	通所型サービス同一建物減算／22			要支援2	752 単位減算		△752	
	6227	通所型サービス同一建物減算／23		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94 単位減算		△94	1回につき	
	5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47 単位減算	△47	片道につき
	5020	通所型生活上グループ活動加算／2	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100 単位加算	100	1月につき
	6129	通所型サービス若年性認知症受入加算／2	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240 単位加算	240	
	6120	通所型サービス栄養アセスメント加算／2	ホ 栄養アセスメント加算				50 単位加算	50	
	5013	通所型サービス栄養改善加算／2	ヘ 栄養改善加算				200 単位加算	200	
	5014	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ／2	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)			150 単位加算	150	
	5021	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ／2		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)			160 単位加算	160	
	6310	通所型一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算				480 単位加算	480	
	6021	通所型サービス提供体制加算Ⅰ／21	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算		88	
	6022	通所型サービス提供体制加算Ⅰ／22			要支援2	176 単位加算		176	
	6127	通所型サービス提供体制加算Ⅱ／21		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算		72	
	6128	通所型サービス提供体制加算Ⅱ／22			要支援2	144 単位加算		144	
	6123	通所型サービス提供体制加算Ⅲ／21		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算		24	
	6124	通所型サービス提供体制加算Ⅲ／22			要支援2	48 単位加算		48	
	4011	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)			100 単位加算	100	
	4012	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 単位加算	200	
	6210	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ／2	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)			20 単位加算	20	1回につき
	6211	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ／2		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)			5 単位加算	5	
	6321	通所型サービス科学的介護推進体制加算／2	ヲ 科学的介護推進体制加算				40 単位加算	40	1月につき
	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 59/1000 加算			
	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 43/1000 加算			
	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 23/1000 加算			
	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 12/1000 加算			
	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 10/1000 加算			
	6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の 11/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容省略	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	8004	通所型サービス／21・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,618 単位	定員超過の場合 × 70%	1,133	1月につき
	8005	通所型サービス／21日割・定超			53 単位		37	1日につき
	8014	通所型サービス／22・定超		要支援2	3,259 単位		2,281	1月につき
	8015	通所型サービス／22日割・定超			107 単位		75	1日につき
	8006	通所型サービス／21回数・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		274	1回につき
	8016	通所型サービス／22回数・定超		要支援2	※1月の中で全部で8回まで		281	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容省略	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	9004	通所型サービス／21・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,618 単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,133	1月につき
	9005	通所型サービス／21日割・人欠			53 単位		37	1日につき
	9014	通所型サービス／22・人欠		要支援2	3,259 単位		2,281	1月につき
	9015	通所型サービス／22日割・人欠			107 単位		75	1日につき
	9006	通所型サービス／21回数・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		274	1回につき
	9016	通所型サービス／22回数・人欠		要支援2	※1月の中で全部で8回まで		281	

7 通所型サービス(生活介護)サービスコード表

(指定生活介護事業者から共生型介護予防通所介護相当サービスを受けた場合)

サービスコード		サービス内容省略	算定項目				合成	算定	
種類	項目						単位数	単位	
A6	1311	通所型サービス／31	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回超		1,672	1月につき	
	1312	通所型サービス／31日割		1,672 単位	日割の場合		55	1日につき	
	1321	通所型サービス／32		要支援2	※1月の中で全部で8回超		3,368	1月につき	
	1322	通所型サービス／32日割		3,368 単位	日割の場合		111	1日につき	
	1313	通所型サービス／31回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		405	1回につき	
	1323	通所型サービス／32回数		要支援2	※1月の中で全部で8回まで		416	416	
	C231	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算11／3	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	17 単位減算		△17	1月につき
	C232	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算11日割／3				日割の場合		1 単位減算	△1
	C233	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算12／3			要支援2	34 単位減算		△34	1月につき
	C234	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算12日割／3				日割の場合		1 単位減算	△1
	C235	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算21／3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4 単位減算	△4	1回につき
	C236	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算22／3			要支援2		4 単位減算	△4	
	D231	通所型業務継続計画未策定減算11／3	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	17 単位減算		△17	1月につき
	D232	通所型業務継続計画未策定減算11日割／3				日割の場合		1 単位減算	△1
	D233	通所型業務継続計画未策定減算12／3			要支援2	34 単位減算		△34	1月につき
	D234	通所型業務継続計画未策定減算12日割／3				日割の場合		1 単位減算	△1
	D235	通所型業務継続計画未策定減算21／3		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4 単位減算	△4	1回につき
	D236	通所型業務継続計画未策定減算22／3			要支援2		4 単位減算	△4	
	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算					1月につき
	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算					1日につき
	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算					1回につき
	6135	通所型サービス同一建物減算／31	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算		△376	1月につき
	6136	通所型サービス同一建物減算／32			要支援2	752 単位減算		△752	
	6237	通所型サービス同一建物減算／33			ロ 1月当たりの回数を定める場合	94 単位減算		△94	1回につき
	5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47 単位減算	△47	片道につき
	5030	通所型生活上グループ活動加算／3	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100 単位加算	100	1月につき
	6139	通所型サービス若年性認知症受入加算／3	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240 単位加算	240	
	6130	通所型サービス栄養アセスメント加算／3	ホ 栄養アセスメント加算				50 単位加算	50	
	5023	通所型サービス栄養改善加算／3	ヘ 栄養改善加算				200 単位加算	200	
	5024	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ／3	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)			150 単位加算	150	
	5031	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ／3		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)			160 単位加算	160	
	6310	通所型一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算				480 単位加算	480	
	6031	通所型サービス提供体制加算Ⅰ／31	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算		88	
	6032	通所型サービス提供体制加算Ⅰ／32			要支援2	176 単位加算		176	
	6137	通所型サービス提供体制加算Ⅱ／31		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算		72	
	6138	通所型サービス提供体制加算Ⅱ／32			要支援2	144 単位加算		144	
	6133	通所型サービス提供体制加算Ⅲ／31		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算		24	
	6134	通所型サービス提供体制加算Ⅲ／32			要支援2	48 単位加算		48	
	4021	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／3	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)			100 単位加算	100	
	4022	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／3		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 単位加算	200	
	6220	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ／3	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)			20 単位加算	20	1回につき
	6221	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ／3		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)			5 単位加算	5	
	6331	通所型サービス科学的介護推進体制加算／3	ヲ 科学的介護推進体制加算				40 単位加算	40	1月につき
	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 59/1000 加算			
	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 43/1000 加算			
	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 23/1000 加算			
	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ		カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 12/1000 加算		
	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 10/1000 加算				
	6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の 11/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容省略	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	8007	通所型サービス／31・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,672 単位	定員超過の場合 × 70%	1,170	1月につき
	8008	通所型サービス／31日割・定超			55 単位		39	1日につき
	8017	通所型サービス／32・定超		要支援2	3,368 単位		2,358	1月につき
	8018	通所型サービス／32日割・定超			111 単位		78	1日につき
	8009	通所型サービス／31回数・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		284	1回につき
	8019	通所型サービス／32回数・定超		要支援2	※1月の中で全部で8回まで		291	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容省略	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	9007	通所型サービス／31・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,672 単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,170	1月につき
	9008	通所型サービス／31日割・人欠			55 単位		39	1日につき
	9017	通所型サービス／32・人欠		要支援2	3,368 単位		2,358	1月につき
	9018	通所型サービス／32日割・人欠			111 単位		78	1日につき
	9009	通所型サービス／31回数・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		284	1回につき
	9019	通所型サービス／32回数・人欠		要支援2	※1月の中で全部で8回まで		291	

8 通所型サービス(自立訓練)サービスコード表

(指定生活介護事業者から共生型介護予防通所介護相当サービスを受けた場合)

サービスコード		サービス内容省略		算定項目			合成	算定	
種類	項目						単位数	単位	
A6	1411	通所型サービス／41	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回超		1,708	1月につき	
	1412	通所型サービス／41日割		1,708 単位	日割の場合	56 単位	56	1日につき	
	1421	通所型サービス／42		要支援2	※1月の中で全部で8回超		3,440	1月につき	
	1422	通所型サービス／42日割		3,440 単位	日割の場合	113 単位	113	1日につき	
	1413	通所型サービス／41回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	414 単位	414	1回につき	
	1423	通所型サービス／42回数		要支援2	※1月の中で全部で8回まで	425 単位	425		
	C241	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算11／4	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	17 単位減算	△17	1月につき	
	C242	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算11日割／4				日割の場合	1 単位減算	△1	1日につき
	C243	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算12／4			要支援2		34 単位減算	△34	1月につき
	C244	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算12日割／4				日割の場合	1 単位減算	△1	1日につき
	C245	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算21／4		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	△4	1回につき	
	C246	通所型高齢者虐待防止措置未実施減算22／4			要支援2	4 単位減算	△4		
	D241	通所型業務継続計画未策定減算11／4	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	17 単位減算	△17	1月につき	
	D242	通所型業務継続計画未策定減算11日割／4				日割の場合	1 単位減算	△1	1日につき
	D243	通所型業務継続計画未策定減算12／4			要支援2		34 単位減算	△34	1月につき
	D244	通所型業務継続計画未策定減算12日割／4				日割の場合	1 単位減算	△1	1日につき
	D245	通所型業務継続計画未策定減算21／4		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	△4	1回につき	
	D246	通所型業務継続計画未策定減算22／4			要支援2	4 単位減算	△4		
	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき
	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割					所定単位数の 5% 加算		1日につき
	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の 5% 加算		1回につき
	6145	通所型サービス同一建物減算／41	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	△376	1月につき	
	6146	通所型サービス同一建物減算／42			要支援2	752 単位減算	△752		
	6247	通所型サービス同一建物減算／43			ロ 1月当たりの回数を定める場合		94 単位減算	△94	1回につき
	5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47 単位減算	△47	片道につき
	5040	通所型生活向上グループ活動加算／4	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100 単位加算	100	1月につき
	6149	通所型サービス若年性認知症受入加算／4	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240 単位加算	240	
	6140	通所型サービス栄養アセスメント加算／4	ホ 栄養アセスメント加算				50 単位加算	50	
	5033	通所型サービス栄養改善加算／4	ヘ 栄養改善加算				200 単位加算	200	
	5034	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ／4	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)			150 単位加算	150	
	5041	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ／4		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)			160 単位加算	160	
	6310	通所型一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算				480 単位加算	480	
	6041	通所型サービス提供体制加算Ⅰ／41	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88		
	6042	通所型サービス提供体制加算Ⅰ／42			要支援2	176 単位加算	176		
	6147	通所型サービス提供体制加算Ⅱ／41		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72		
	6148	通所型サービス提供体制加算Ⅱ／42			要支援2	144 単位加算	144		
	6143	通所型サービス提供体制加算Ⅲ／41		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24		
	6144	通所型サービス提供体制加算Ⅲ／42			要支援2	48 単位加算	48		
	4031	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／4	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)			100 単位加算	100	
	4032	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／4		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 単位加算	200	
	6230	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ／4	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)			20 単位加算	20	1回につき
	6231	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ／4		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)			5 単位加算	5	
	6341	通所型サービス科学的介護推進体制加算／4	ヲ 科学的介護推進体制加算				40 単位加算	40	1月につき
	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 59/1000 加算			
	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 43/1000 加算			
	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 23/1000 加算			
	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 12/1000 加算			
	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 10/1000 加算			
	6114	通所型サービススペースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 11/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容省略	算定項目					合成	算定
種類	項目							単位数	単位
A6	8021	通所型サービス／41・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,708 単位	定員超過の場合 × 70%	1,196	1月につき	
	8022	通所型サービス／41日割・定超			56 単位		39	1日につき	
	8031	通所型サービス／42・定超		要支援2	3,440 単位		2,408	1月につき	
	8032	通所型サービス／42日割・定超			113 単位		79	1日につき	
	8023	通所型サービス／41回数・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	414 単位		290	1回につき	
	8033	通所型サービス／42回数・定超		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	425 単位		298		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容省略	算定項目				合成	算定
種類	項目						単位数	単位
A6	9021	通所型サービス／41・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,708 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,196	1月につき
	9022	通所型サービス／41日割・人欠			56 単位		39	1日につき
	9031	通所型サービス／42・人欠		要支援2	3,440 単位		2,408	1月につき
	9032	通所型サービス／42日割・人欠			113 単位		79	1日につき
	9023	通所型サービス／41回数・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	414 単位		290	1回につき
	9033	通所型サービス／42回数・人欠		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	425 単位		298	

9 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費(ケアマネジメントA)		442	1月につき
	2112	介護予防ケアマネジメントA(虐待減算)	要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	高齢者虐待防止措置未実施減算 4 単位減算	438	
	2113	介護予防ケアマネジメントA(虐待・未策定減算)		業務継続計画未策定減算 4 単位減算	434	
	2114	介護予防ケアマネジメントA(未策定減算)	442 単位	業務継続計画未策定減算 4 単位減算	438	
	2211	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費(ケアマネジメントA)		442	
	2212	介護予防ケアマネジメントA(虐待減算)	事業対象者	高齢者虐待防止措置未実施減算 4 単位減算	438	
	2213	介護予防ケアマネジメントA(虐待・未策定減算)		業務継続計画未策定減算 4 単位減算	434	
	2214	介護予防ケアマネジメントA(未策定減算)	442 単位	業務継続計画未策定減算 4 単位減算	438	
	2511	介護予防ケアマネジメントC	イ 介護予防ケアマネジメント費(ケアマネジメントC)		442	
	2512	介護予防ケアマネジメントC(虐待減算)	要支援1・2	高齢者虐待防止措置未実施減算 4 単位減算	438	
	2513	介護予防ケアマネジメントC(虐待・未策定減算)		業務継続計画未策定減算 4 単位減算	434	
	2514	介護予防ケアマネジメントC(未策定減算)	442 単位	業務継続計画未策定減算 4 単位減算	438	
	2611	介護予防ケアマネジメントC	イ 介護予防ケアマネジメント費(ケアマネジメントC)		442	
	2612	介護予防ケアマネジメントC(虐待減算)	事業対象者	高齢者虐待防止措置未実施減算 4 単位減算	438	
	2613	介護予防ケアマネジメントC(虐待・未策定減算)		業務継続計画未策定減算 4 単位減算	434	
	2614	介護予防ケアマネジメントC(未策定減算)	442 単位	業務継続計画未策定減算 4 単位減算	438	
	4001	介護予防ケアマネジメント初回加算	ロ 初回加算	300 単位加算	300	
	6132	介護予防ケアマネジメント委託連携加算	ハ 委託連携加算	300 単位加算	300	